

窓口での第三者(法人)からの住民票請求について

以下のものを準備していただき、窓口へご持参ください。

【必要なもの】

1. 窓口に来る人の本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等、顔写真付き身分証明書を 1 点

上記をお持ちでない場合は健康保険証、年金手帳、年金番号通知書、年金証書など 2 点

2. 窓口来庁者と法人との関係を確認するための書類

窓口に来る方が会社の代表者の場合

代表者事項証明書、登記事項証明書など(発行から3か月以内の原本。コピーは不可。)

窓口に来る方が担当者の場合

社員証、委任状、在籍証明書などの代理権限を確認できるもの

3. 法人が実在することを確認するための書類

代表者事項証明書、登記事項証明書、全部履歴事項証明書など(発行から3か月以内の原本。コピー不可。)

4. 交付申請書

申請書には、下記の事項を必ずご記入いただきます。

・法人の所在地、社名、代表者氏名、連絡先

・法人等の代表者・支店長印などの押印

法人として請求することを証するため、社印または代表者印

支社、支店、営業所などは支社長印、支店長印または営業所長印を押印ください。

委任状に法人の押印がある場合は、交付請求書への 押印を省略することができます。

・請求の任にあたっている者(担当者)の氏名、住所、連絡先

・請求する対象者の氏名・住所・(生年月日)

・必要な証明書の種類・通数

・請求事由

使用目的や提出先等を具体的にご記入ください。

(例:債務者 A に対して債権を有しているが、決済日までに支払われず、転居先が不明により債務者と連絡がとれなくなったため、追跡調査に必要なため請求する。)

・誓約文

(参考)憲法が保障する基本的人権の尊重を十分に認識し、個人のプライバシーと人権が不当に侵害されることのないように、また、他の目的には使用しないことを誓約いたします。

5. 利害関係にあることを証する疎明資料

・請求者と請求する住民票・戸籍等の対象者との関係の分かるもので、請求が正当なものであることを示すもの(発生原因・内容・必要とする理由が明らかとなる書類)

・契約者が自署し、契約日・契約者・契約の相手方・契約内容等が確認できる契約書の写し

利害関係にあることを証するため、債務者(契約者)本人が自署し、契約日・契約者・契約内容等が確認できる契約書の写し、または債権管理台帳や賃貸(契約者)管理台帳など(原

本証明をしてください。)

インターネットでの申込みなどで原本がない場合は、出力資料にその旨を明記 し、法人名および社印を押印し、内容に相違ない旨の原本証明をしてください。

- ・契約後、法人名や所在地が変更している場合は、登記事項証明書(変更などが確認できるもの)
- ・契約後、債権譲渡や委託契約がある場合は、債権譲渡契約書の写しや委託契約書の写しなどのつながりがわかるもの
- ・郵便物が届かないことが分かるもの など

6. 手数料

- ・住民票(除票):1通300円

【問い合わせ先】

〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目一番地 湖南市 総務部 市民生活局 市民課
TEL:0748-71-2323(直)／FAX:0748-72-2460